

総行行第154号
令和3年6月1日

各都道府県
行政書士関係担当部（局）長 殿

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

行政書士法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第58号。以下「改正省令」という。）は、令和3年6月1日に公布され、行政書士法の一部を改正する法律（令和元年法律第61号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和3年6月4日）から施行されることとなりました。

改正省令は、改正法の施行により、行政書士法人の社員が1人になり、そのなった日から引き続き6月間その社員が2人以上にならなかった場合を行政書士法人の解散事由として規定していた行政書士法（昭和26年法律第4号）第13条の19第2項の規定が削除されることに伴い、当該規定を引用する行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第12条の2の5第2項の規定の必要な整理を行う等の所要の改正を行うものです。

貴職におかれては、改正省令の施行に当たって遺漏のないよう、御配慮くださいますようお願いいたします。

また、日本行政書士会連合会会長に対しては、別添のとおり通知し、各行政書士会への周知を依頼しております。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。